

現代の貧困から見る社会教育経営論

The management of social education considering poverty in recent years

片岡 了

KATAOKA Ryo

Key words: 子どもの貧困 (Child Poverty), 当事者活動 (Party Activities), 協働 (Collaboration)

はじめに

1. 現代の貧困への理解

(1) 貧困をめぐる現況

今世紀に入り日本では長期にわたって好景気(2002年から2008年にかけての株価上昇)を迎えたが、実質GDP成長率は2%前後にとどまり、労働者の賃金はさほど伸びず、一般に「好景気」の実感は乏しいとされる中、2008年秋のいわゆる「リーマンショック」(世界金融危機)によって終焉を迎えるとともに、これまでに潜在していた貧困が顕在化し、労働や生活の場における貧困問題があらゆる方面に影響を及ぼして社会問題化していくことになる。

このような貧困が蓄積された背景には政策的要因が大きい。実際に、1980年代に至り市場原理に基づく新自由主義政策に移行し、90年代後半から2000年代にかけて政策上の「構造改革」によって「規制緩和」「民営化」「自己責任」が強調される中、世界金融危機を契機に一気に格差貧困が露呈していく。経済的格差に伴う生活困窮世帯の増加、虐待やDVなどの家庭内暴力の蔓延、生活保護受給世帯をはじめ社会的不利益者層への偏見や差別、職場の福利厚生も行政の社会保障も受けられず社会的に孤立する人びとの増大が「無縁社会」と称されるなど社会問題化している。

(1) 「貧困の個人化」

現代の貧困とは何かを定義することは容易ではない。たとえば、社会学者の西澤晃彦は、「貧困とは、物質的欠如と存在の剥奪に晒されている人々の状態のこと」であり、貧困状態に置かれた「人々の体験」に「貧困の内容を規定するその時代の社会のありよう様」が見出され得るとして、単なる物質的欠如ではなく、物質的欠如と結

びついた存在の剥奪、アイデンティティないしは自己を承認する他者の喪失が挙げている^{註1}。また、新自由主義的な枠組みでは「貧困は、社会的な要因ではなくあくまでも自己責任の結末であり、さらには、貧者は財政的にも社会的にも足を引っばる害悪」として「貧困の個人化」がある。それに加えて2000年代以降は生活保護の「不正受給」をめぐる問題に端を発して貧困・貧者に対する反感や攻撃を示す「貧困の犯罪化」などの特質も見られる^{註2}。この点では、現代の貧困の特質を「社会的排除」^{註3}の問題として論じることでもできよう。

(2) 「子どもの貧困」

現代の貧困に見られるもう一つの側面は、「子どもの貧困」にある。確かに、新自由主義者が主張するような「自己責任」は個人に帰属されるものだから、可処分所得のない子どもにそれを求めることはできないはずである。しかし、子どもの貧困は、親・家族の貧困を引き継ぐことが知られており、親から子どもへの貧困の連鎖が解消できなければ、親から引き継いだ「貧困」を子どもは抱え込むことになる。自立するまで子どもは家庭に帰属し、家庭を取り巻く教育文化的環境に規定され、子どもの成長過程に影響をもつことから「子どもの貧困」が問題視されていきている。

国レベルでは、2013年に「子どもの貧困対策法」(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」)が成立し、同法第7条にしたがって「政府は毎年1回、子どもの貧困の状況と子どもの貧困対策の実施状況を公表しなければならないと」されている。2018年に内閣府が公表した「子どもの貧困の状況と子どもの貧困対策の実施状況」(2017年度実施)の結果によれば、子どもの貧困率は13.6%で

ある。法律制定時の調査では16.3%にあった子どもの貧困率に比べれば下がってきてはいる。それでもいまだ子どもの7人に1人が貧困状態に置かれているのである。さらに、厚生労働省がすでに公表している「全国ひとり親世帯等調査」(2016年度実施)の結果を見ると、約142万の「ひとり親世帯」の内、父子世帯数18.7万世帯に対して母子世帯数は123.2万世帯に上り、その9割近く母子世帯が占めていた。しかもOECDの調査では、ひとり親世帯で、なおかつ親が就業している場合の相対的貧困率は、日本が54.6%と先進国中最も高いという。つまり、日本の貧困の特質として、ひとり親世帯の貧困が顕著であり、ひとり親世帯の中でも母子世帯の貧困は深刻であり、たとえ有業者であっても、収入は少なく、貧困率が高いことである。この点も現代の貧困の特質として指摘しておかなければならない点である。

現代の貧困に関しては、経済的要素を基本としながらも社会構造的なものであり、複合的な要素が絡まり合っ「現代の貧困」が成り立っている。こうした現代の貧困の特質を踏まえて、現代的課題に取り組むための基本的な考え方と多角的で総合的な取り組みが社会教育経営に求められている。

2. 子どもの貧困対策の取り組み

子どもの貧困対策法にしたがって地方自治体レベルでも、子どもの貧困対策が取り組みがなされるようになってきた。ここでは千葉県事例を取り上げてみよう。

千葉県では、「すべての子どもが、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため」、『千葉県子どもの貧困対策推進計画』(2015年度～2019年度)を策定している^{註4}。当計画では、県内の子どもの貧困の「現状」(全国の子どもの貧困率の状況、生活保護を受給している子どもの状況、実態調査の結果概要など、6項目)を把握し、子どもの貧困に関する「指標」(生活保護を受けている17歳以下の人数と割合、生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率、児童扶養手当の受給者数など、10項目。うち、4項目において「目標」を設定するとともに、指標の改善を図るため、4つの重点的支援施策(①教育の支援;学校を核とした子どもへの支援、就学支援の充実、大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援)、②生活の支援(保護者への生活支援、子どもの生活や就労への支援、児童養護施設等の子どもへの支援、その他の生活の支援)、③保護者に対する就労の支援(保護者の就労への支援、保護者の就労に係る資格取得への支援)、④経

済的支援(ひとり親世帯への経済的支援、その他の経済的支援)に取り組んで、「子どもの貧困対策を総合的に推進する」ようにしている。また、当計画の推進あたっては、「県、市町村、教育機関や関係機関と連携して計画の推進を図るとともに、毎年度、指標の状況や実施状況を確認し、必要に応じ、施策の見直し」を行なうとしている。なお、2019年6月に改正された子どもの貧困対策法では、子どもの貧困対策を市町村レベルで策定し取り組むように求めている。

3. 現代の貧困から見る社会教育経営

(1) 今日の自治体社会教育をめぐる現状

市町村自治体レベルにおいてこうした子どもの貧困に対する取り組みが期待される一方、地域の貧困に向き合う住民の学びを支える社会教育・公民館を取り巻く状況は厳しくなっている。

この間の市町村自治体の政策を振り返ると、1990年代から進む地方分権政策の下で、市町村合併や自治体行財政改革が各地で展開している。経営組織の縮小・簡素化や担当部署予算の削減が年々行なわれる中、公共の社会教育機関のあり方も見直され始めている。たとえば、社会教育施設を一カ所に集約し複合施設化したり、あるいは統廃合したりする市町村も少なくはない。また、地方自治体経営のあり方において民間経営の手法を採り入れ、改正地方自治法(2003年)に規定された指定管理者制度(地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を営利企業・財団法人・NPO法人などの法人やその他の団体に包括的に代行させることができる委託制度)の適用を受ける公民館等の社会教育施設が広がっている。それに伴って専門的職員の引き上げや定員削減を行う自治体も出始めている。公設公営で維持されてきた社会教育施設経営の運営上の困難と公的学習支援の変質が危惧される場所である。

(2) 社会教育経営の新たな可能性

このような社会教育機関をめぐる変容に直面しながらも、公民館の事業においては貧困問題に向き合う学びの機会を設ける自治体が現れているとともに、社会教育と社会福祉が交差する領域において財団法人やNPO法人による子ども・若者の貧困に向き合う実践が増えはじめていることに注目したい^{註5}。

その際の取り組みのキーワードとして挙げられる言葉が居場所を兼ねた「こども食堂」や子ども・若者の主体性を育む「当事者活動」である。さらに、公と民の組織経営体間の「協働」(ないしは「連携」)なのである。

NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえが全国各地のネットワーク団体などと合同で実施した「こども食堂全国箇所調査」によると、全国に約3700カ所に上る「こども食堂」が運営されている（2019年現在）^{註6}。こども食堂は地域の住民やNPO団体、自治体等が運営し、無料から数百円程度で子どもたちに食事を提供する。貧困やシングル家庭の子ども・親だけでなく、地域の高齢者も多く利用し、地域の家庭や学校・職場に代わる「第三の居場所」として定着し始めている。市民主導で行政が後方支援を行うボトムアップ型の官民協働事業となっている。社会教育経営の新しいモデルとして期待される。

また、公益財団法人あすのば（子どもの貧困対策センター）では、大学生や高校生が参画する「子ども・若者委員会」が組織され、貧困問題に晒される当事者の想いを団体や社会に直接反映できる体制をとっている。貧困を他人事ではなく（支援対象ではなく）、「自分事」（当事者主体）としてとらえていこうとする基本姿勢が活動全体に貫かれているのが経営的特徴である^{註7}。

（註）

註1：西澤晃彦『貧困と社会』放送大学教育振興会、2015年、12頁。

註2：同前、66頁。

註3：岩田正美『婦社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、2008年。

註4：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/keikaku/kodomonohinkontaisaku/kodomonohinkontaisaku.html>
〔2019年7月31日閲覧〕。

註5：たとえば、『月刊社会教育』2019年8月号では「貧困に向き合う学び」を特集に組んでいる。

註6：葛西優香「食べる・遊ぶ・笑う・こども食堂—こども食堂の現状と課題」『同前』20頁～25頁。

註7：村尾政樹「子ども・若者委員会の活動を通して見えてきたこと」『同前』26頁～31頁。